

ID: 95

担当部署: 福祉課

処分の概要	許可事項の変更の許可		
例規名 根拠条項	柴田町地域福祉センター規則 第3条第1項		
例規番号	平成12年規則第22号		
【基準】			
第3条の規定による。 (使用許可の変更等)			
第3条 使用許可を受けた事業者等(以下「使用事業者等」という。)が、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更の内容及び変更を必要とする事由を記載した柴田町地域福祉センター使用変更申請書(様式第3号。以下「使用変更申請書」という。)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。			
2 町長は、前項の使用変更申請書の提出があった場合において、変更を相当と認めるときは、柴田町地域福祉センター使用変更許可書(様式第4号)を使用事業者等に交付するものとする。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日